

赤塚税務会計事務所通信

賞与の税と社会保険料

～賞与に関する注意事項～

今年も残るところあとわずか。お歳暮、大掃除、年賀状の準備などプラスアルファの業務が増え、慌ただしくなる時期ですね。

さて、この時期に冬季賞与を検討する事業者様も多いのではないのでしょうか。そこで今回は賞与支給に関して注意したい事項をまとめてみました。

使用人賞与の損金(必要経費)算入時期

まず、大事な点としては、どの時点で損金(個人事業主であれば必要経費)に算入できるのかです。原則的には、使用人賞与を支払った時点で損金算入しますが、一定の要件を満たすことにより賞与を未払計上し、損金算入することも可能です。

未払計上とは、具体例を挙げると、12月決算の法人が、1月に支給する賞与を12月時点で未払賞与として前倒しで損金計上する方法です。

ただし、使用人賞与を未払計上する場合には、次の要件を全て満たすことが必要です。

【要件】

イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。

ロ イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

つまり、簡単にまとめると決算日までに使用人に賞与の支給額を通知し、1か月以内に支給することができれば、未払計上が認められることとなります。

実務上気を付けたい点は、決算日までに使用人に通知した証拠となる書類を保管しておくことです。使用人への通知書類は2部作成しておき、会社保管分には使用人からサインなどをもらっておくといでしょう。

使用人賞与に係る社会保険料の損金算入時期

賞与に関しても社会保険料(健康保険、厚生年金など)が発生します。原則、社会保険料は翌月支払いとなりますが、未払賞与に対する社会保険料も未払計上できるでしょうか。

法人税法上、社会保険料が損金算入できるか否かは債務が確定しているか否かで判断することとなります。ここで、賞与に関する社会保険料がいつ確定するかが問題となります。社会保険料は、賞与支給日の末日まで会社に在籍している場合に発生します。ここで、12月決算法人が決算賞与を12月に未払計上し、翌月の1月に支給した場合を考えてみましょう。

～裏面に続きます～

この賞与に対する社会保険料は、支給月(1月)の末日時点で在籍している使用人分が対象となります。つまり、決算日である12月末日時点では、支給月末日時点での在籍者が確定しているとは言えないため、当該賞与に対する社会保険料も確定しているとは言えないのです。

このため、未払賞与に対する社会保険料については未払計上して損金に算入することは認められません。

賞与に係る源泉所得税

毎月の給料同様に賞与についても源泉所得税が発生するのですが、賞与については源泉所得税の計算方法が給与の場合とは異なりますので注意が必要です。

賞与の源泉所得税は、前月に支払った給与の金額と扶養親族の数によって税率が決まります。

前月の給与支給がない場合や、賞与の金額が前月給与の10倍を超える場合には特別な計算方法となります。

給与に比べて税率が高く設定されていますが、年末調整を受ける場合には、毎月の給与についても賞与についても同じ「給与所得」として合算され精算されますので、最終的には、給与と賞与で税負担が異なることはありません(支給時に源泉徴収される額は異なりますが・・・)。

役員賞与

ここまで、使用人賞与について注意点を挙げてきましたが、最後に役員賞与について触れておきたいと思います。

原則、役員に対する賞与については、損金算入は認められません。損金算入が認められないという意味は役員賞与を支払ってはいけないという意味ではありませんが、役員賞与が損金扱いにならない上、源泉所得税は支払わなければならないこととなります。

役員賞与を損金算入するためには、事前確定届出給与として支給する必要があります。事前確定届出給与とは、事前に(定められた提出期限内に)税務署へ届出書を提出し、届出書の内容どおりに役員賞与を支払うものです。このため当期の業績に応じて役員賞与額を増減させるような支給のしかたは認められません。

まとめ

今回は使用人賞与を中心に損金(必要経費)算入のタイミングや社会保険料の取扱い、源泉所得税についてまとめてみました。制度をうまく利用して、予期せぬ税負担が生じることのないようにプランニングしていきたいですね。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！